

雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の改正について
(北朝鮮帰国被害者等が職業転換給付金制度等の対象となる期間の延長)

平成 22 年 3 月
職業安定局雇用開発課

1. 改正の趣旨

本邦に永住する意思を決定した、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成 14 年法律第 143 号）第 3 条第 2 項に規定する帰国被害者等（以下「北朝鮮帰国被害者等」という。）について、日本の社会・雇用慣行への適応や技能の習得等に係る支援が必要な状況が継続していることを踏まえ、北朝鮮帰国被害者等を就職が困難な失業者の再就職を促進することを目的とした職業転換給付金制度等の対象とする期間を延長するため、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）を改正する。

2. 改正の内容

北朝鮮帰国被害者等については、就職に当たって種々の困難な問題を抱えていることから、職業転換給付金（※1）及び特定求職者雇用開発助成金（※2）の対象となっている。対象となる期間は北朝鮮帰国被害者等が本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して 5 年を経過しない日までとされているが、雇用対策法施行規則第 2 条第 2 項第 8 号の 3 及び雇用保険法施行規則第 110 条第 2 項第 1 号イ(7)を改正し、これを 10 年に延長する。

（※1）就職が困難な者について、生活の安定を図りながら再就職を促進するため、職業訓練に係る費用や広範囲の地域にわたる求職活動に係る費用、就職や職業訓練のための移転に係る費用を支給するもの

（※2）就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための助成金

3. 施行期日等

公布の日（※）

（※）最初の永住の意思決定は平成 17 年 3 月 18 日になされており、北朝鮮帰国被害者等への支援を継続して実施するためには、遅くとも平成 22 年 3 月 18 日までに施行する必要がある。

（以上）